			感染救済勘定	未　払　金	0
			特定救済勘定	未　払　金	0
			受託・貸付勘定	未　払　金	1
			受託給付勘定	未　払　金	1
合　計		4			4

⑵　相殺消去された勘定相互間の費用と収益の内訳

（単位：百万円）

費用の相殺額			収益の相殺額		
勘定名	費目	金額	勘定名	費目	金額
副作用救済勘定	一般管理費	1	審査等勘定	雑益	2
感染救済勘定	一般管理費	0			
特定救済勘定	一般管理費	0			
受託・貸付勘定	一般管理費	0			
受託給付勘定	一般管理費	0			
合　計		2			2

⑶　相殺消去された勘定相互間のキャッシュ・フローの内訳

（単位：百万円）

収入の相殺額			支出の相殺額		
勘定名	費目	金額	勘定名	費目	金額
審査等勘定	その他の収入	2	副作用救済勘定	その他の業務支出	1
受託・貸付勘定	その他の収入	0	感染救済勘定	その他の業務支出	0
			特定救済勘定	その他の業務支出	0
			受託・貸付勘定	その他の業務支出	0
			受託給付勘定	その他の業務支出	0
合　計		2			2

裁決の公告

茨城県弁護士会が平成23年５月26日に告知した同会所属弁護士　野武　興一　会員（登録番号17776）に対する懲戒処分（業務停止２月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年４月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成24年４月14日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成24年４月14日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

京都弁護士会が平成23年10月14日に告知した同会所属弁護士　知原　信行　会員（登録番号17488）に対する懲戒処分（業務停止８月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成24年４月11日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成24年４月14日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成24年４月14日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　東京弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　飯田　正剛
　登録番号　19752
　事 務 所　東京都港区虎ノ門５―12―13白井ビル３階
　　飯田正剛法律事務所
３　処分の内容　戒告
４　処分が効力を生じた年月日
　平成24年４月12日

平成24年４月18日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　東京弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　佐藤　文昭
　登録番号　26711
　事 務 所　東京都新宿区新宿４－３―12パシフィックワコービル702
　　ベストフレンド法律事務所
３　処分の内容　業務停止１年
４　処分が効力を生じた年月日
　平成24年４月12日

平成24年４月18日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　東京弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　吉川　彰伍
　登録番号　13105
　事 務 所　東京都中央区日本橋蛎殻町２―５―４パークハイツ日本橋蛎殻町1101
　　吉川法律事務所
３　処分の内容　退会命令
４　処分が効力を生じた年月日
　平成24年４月12日

平成24年４月18日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・職業不詳、年齢60～90歳位の男性、身長169㎝位、着衣は灰色ズボン、トランクス、靴下

上記の者は、平成23年11月24日午後０時頃、茨城県東茨城郡城里町大字御前山725番地先、東へ約200ｍの那珂川河川敷で頭蓋骨と両腕部を除く白骨化した全身が発見された。死後１ヶ月～１年以内経過しているものと推定。身元不明のため、当町にて火葬に付し、遺骨を保管しております。心当たりのある方は、当町健康福祉課まで申し出てください。

平成24年５月９日

茨城県　　城里町長　阿久津藤男